別表十七（三の十一）　外国関係会社の課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額等の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

外国関係会社の名称			1		特定外国関係会社又は対象外国関係会社に係る控除対象外国法人税額等の計算	適用対象金額（別表十七（三の八）「26」）	8	
本店又は主たる事務所の所在地	国名又は地域名		2			子会社から受ける配当等の額（別表十七（三の八）「13」のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの）	9	
	所在地		3			控除対象配当等の額（別表十七（三の八）「15」のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの）	10	
事業年度			4	・ ・ ・ ・		調整適用対象金額 (8)＋(9)＋(10)	11	
外国法人税	税目		5			課税対象金額又は個別課税対象金額（別表十七（三の八）「28」）	12	
	外国法人税額		6			(12)/(11)	13	%
	増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(6)の金額		7			(6)×(13)	14	
外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社に係る控除対象外国法人税額等の計算	特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当する場合	適用対象金額（55）	15		外国金融子会社等に係る控除対象外国法人税額等の計算	特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当する場合	適用対象金額（55）	24	
		子会社から受ける配当等の額（(46)のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの）	16				子会社から受ける配当等の額（(46)のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの）	25	
		控除対象配当等の額（(47)のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの）	17				控除対象配当等の額（(47)のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの）	26	
	調整適用対象金額 (15)＋(16)＋(17)		18			調整適用対象金額 (24)＋(25)＋(26)		27	
	部分適用対象金額（別表十七（三の九）「7」）		19			金融子会社等部分適用対象金額（別表十七（三の十）「9」）		28	
	部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額（別表十七（三の九）「9」）		20			金融子会社等部分課税対象金額又は個別金融子会社等部分課税対象金額（別表十七（三の十）「11」）		29	
	(20)≦(18)の場合 (20)/(18)		21	%		(29)≦(27)の場合 (29)/(27)		30	%
	(20)＞(18)の場合 (20)/(19)		22	%		(29)＞(27)の場合 (29)/(28)		31	%
	(6)×((21)又は(22))		23			(6)×((30)又は(31))		32	
(12)と(14)のうち少ない金額、(20)と(23)のうち少ない金額又は(29)と(32)のうち少ない金額								33	
外国法人税額が異動した場合	増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(33)の金額							34	
	(33)≧(34)の場合 (33)－(34)							35	
	(33)＜(34)の場合 (34)－(33)							36	（　円）
課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額又は個別課税対象金額等に係る個別控除対象外国法人税額（(33)又は(35)）								37	（　円）

特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当するものとした場合の適用対象金額の計算

所得計算上の適用法令			38	本邦法令・外国法令	減算	控除対象配当等の額	47	
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額			39				48	
加算	損金の額に算入した法人所得税の額		40				49	
			41			小計	50	
			42			基準所得金額 (39)＋(44)－(50)	51	
			43			繰越欠損金の当期控除額	52	
	小計		44			当期中に納付することとなる法人所得税の額	53	
減算	益金の額に算入した法人所得税の還付額		45			当期中に還付を受けることとなる法人所得税の額	54	
	子会社から受ける配当等の額		46			適用対象金額 (51)－(52)－(53)＋(54)	55	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

3　「減価償却費の累計額　(39)」の欄は、別表十七(三の九)付表の記載要領第４号に準じて記載すること。

4　内国法人が租税特別措置法第66条の９の２第８項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の２第８項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載すること。